

子ども・子育て支援新制度における放課後児童クラブ（学童保育）について

1 新制度導入による放課後児童クラブの変更点等について

【放課後児童クラブの主な変更点】

- 対象年齢の拡大（改正児童福祉法第6条の3）
概ね10歳未満⇒小学校6年生まで
- 放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準について条例化（改正児童福祉法第34条の8の2）
指導員及びその人数については、厚生労働省令で定める基準に従って条例で定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌して条例で定める。
- 民間の放課後児童クラブへの立ち入り調査等（改正児童福祉法第34条の8の3）
条例で定める基準を維持するため、市は民間の放課後児童クラブ（鎌倉市内には現在はない。）に立ち入り調査等を行い、条例の基準に適合しないときは必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

【放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準について】

厚生労働省の社会保障審議会児童部会に「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」を設置して検討。平成25年12月中には議論のまとめがなされ、平成26年3月までには厚生労働省令が公布される予定。

平成25年11月11日の第6回放課後児童クラブの基準に関する専門委員会において議論されている主な内容は次のとおり。

- 従事する職員について（従うべき基準）
 - ・職員の資格は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条「児童の遊びを指導する者」の資格を基本とする。
 - ・全員には資格は求めない。
 - ・1クラス（児童約40人）につき職員を2名以上配置し、うち1名は有資格者とする。
- 児童の集団の規模について（参酌基準）
 - ・1つのクラブの中で、児童を複数の集団（クラス）に分けて対応する。
 - ・児童の集団の規模は、おおむね40人までとする。
- 施設・設備について（参酌基準）
 - ・専用室・専用スペースの面積は、児童1人当たりおおむね1.65㎡以上とする。

2 就学児童へのニーズ調査について

【対象者】市内公立小学校（16校）に通学する児童（8,077名）の保護者

【調査期間】平成25年11月12日（火）から平成25年12月2日（月）まで

【調査方法】各小学校のクラス担任教諭を通じて配布、回収

【回答数】3,994通（回答率49.4%）